

龍谷大学と茨木市議会との地域人材育成に係る相互協力に関する協定書

龍谷大学（以下「甲」という。）と茨木市議会（以下「乙」という。）は、地域社会における人材育成の重要性に鑑み、双方の持つ資源を活用し、地域社会が求める高度な識見を有する人材を育成することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 甲は、乙がその事務事業の完遂のために必要とする高度な学術情報の取得及び専門的研究者との交流等並びに乙に専属する議員及び職員がその職務上必要とする研修・研究の機会を提供する。
- (2) 乙は、甲に所属する地方行政志望又は地域社会における活動を志望する大学院生に対する実践的教育研究の一環として、乙における実務体験研修の機会を提供する。

（事業の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために両者の合意の範囲で以下の事業を協力して実施する。

- (1) 甲の設置する「地域公共人材総合研究プログラム」への乙の議員及び職員の推薦による受け入れ
- (2) 乙の事務事業を対象とする甲の所属大学院生の長期インターンシップ及び短期インターンシップの協議による受入れ
- (3) 甲が行う学部・研究科の講義等の乙に対する優先公開
- (4) 乙の事務事業の実施に対する甲による支援及び助言等
- (5) 甲の研究教育活動に対する乙の情報の提供及び便宜の供与
- (6) その他両者の協議により必要と認められる事業

（支援措置）

第3条 前条第1号及び第2号の事業の実施にあたっては、甲及び乙はそれぞれ次の支援措置を講ずるものとする。

- (1) 甲は、前条第1号に定める乙の議員及び職員の推薦の手續、受入人数について、別途これを定める。
 - (2) 甲は、前号の推薦によって入学する乙の議員及び職員のうち、別途定める受入人数の範囲内で、甲が地域人材育成学費援助奨学金の給付対象者として採用した者に対し、修業年限に限り次に定める奨学金による就学支援を行う。
ア 奨学金を給付する期間は、1年とする。
イ 奨学金の給付額は、原則として学費相当額とする。
 - (3) 乙は、前条第2号に定めるインターンシップを受講する大学院生に対し乙の業務遂行に伴って発生する必要な経費を負担する。甲及び乙は、必要な経費の細目について、別途これを協議する。実習生に対する賃金及び通勤手当は支給しないものとする。
- 2 前条第3号から第6号までの実施にあたっては、甲及び乙は可能な範囲で支援措置を講ずるものとする。

（インターンシップの実施）

第4条 甲に所属する大学院生を受け入れるインターンシップについては、実習生は甲の学生としての身分を保持したまま乙において実習を行うものとする。

- 2 実習期間、実習日程、実習時間、実習場所、実習内容その他必要事項は、実習開始前に甲乙協議のうえ決定するものとし、やむを得ない事情がある場合は変更できる。
- 3 前項の事項は書面又は電子メール等により確認するものとし、別途協定の締結を要しない。

(インターンシップにおける秘密保持及び個人情報保護)

第5条 甲は、実習生が実習期間中に乙において知り得た秘密事項については、実習期間中及び実習期間終了後を問わず、その一切を漏らさないよう指導を徹底する。

2 甲と乙は、それぞれ実習生の情報や受入先の顧客情報等、個人の取り扱いに関して個人情報保護に関する法令、条例その他の関係規程を遵守する。

(インターンシップにおける保険)

第6条 甲は、実習生に学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険に加入させるものとする。

(インターンシップの中止)

第7条 甲又は乙は、実習生の行為、健康状態その他の事情により、インターンシップが継続できないと認めるときは、協議の上、インターンシップの全部若しくは一部を中止し、又は実習生の受入れを終了することができる。

2 甲又は乙が前項の規定に基づきインターンシップを中止し、又は実習生の受入れを終了したことにより損害が生じた場合であっても、故意又は重大な過失があるときを除き、その責任を負わないものとする。

(インターンシップにおける安全配慮)

第8条 乙は、実習生の安全を確保するために必要な措置を講じ、労働安全衛生に関する法令等に準じた環境を提供する。災害、事故、急病及びその他実習生の安全にかかわる事案が発生した場合は、速やかに甲に報告し、必要な対応を行うものとする。

(運営懇談会)

第9条 甲は、本協定の実施及び運営にあたって必要な事項を協議するため、乙の参加する「地域公共人材総合研究プログラム懇談会」を設置し、必要に応じて開催するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、2027(令和9)年4月1日から2030(令和12)年3月31日までとする。

2 本協定の延長については、有効期間終了の6ヶ月前までに甲乙双方が協議の上、定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の有効期間中に疑義が生じたとき又は変更する必要があるときは、甲乙双方は誠意をもって協議の上対応する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2026(令和8)年10月1日

甲 京都市伏見区深草塚本町67番地
龍谷大学長 安藤 徹



乙 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市議会議員 松本 泰典

